

○政治倫理基準等違反審査の結果報告

緊急事態宣言中に飲酒を伴う会食を行ったとして、政治倫理基準等違反審査請求があった件について、政治倫理審査会での審査を経て、高島市議会として次の措置内容を決定しました。

万木 豊議員…本会議における陳謝の勧告
および議会内の役職就任の停止（3年）
磯部亜希議員…本会議における陳謝の勧告
および議会内の役職就任の停止（1年）
決定を受けて12月2日の本会議において両議員による陳謝が行われました。

○自粛・陳謝の申し出

執行部より取扱注意として提供された情報を自身の広報紙により公にし、市民に不安を与え、執行部に迷惑をかけたとして、本人からの申し出により次の取扱いとなりました。

森脇徹議員…役職辞任、本会議での陳謝、今期中の議会内での役職就任の自粛、今年度中の議場における発言の自粛
申し出により12月21日の本会議において陳謝が行われました。

議員一同、今一度身を引き締め、市民の皆様の負託に応えられるよう努めてまいります。

衆議院議員選挙制度の抜本的な改革を求める 意見書を可決しました

衆議院小選挙区選出議員の選挙区については、平成28年5月に衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、衆議院議員の定数の削減と、いわゆる「一票の較差」の是正措置が講じられた。

これにより、各都道府県の区域内の選挙区の数を、令和2年以降10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆる「アダムズ方式」により配分されることとなった。

本年6月に、令和2年国勢調査の速報値が公表されたが、その結果に基づくと、本県の衆議院小選挙区選出議員の定数は、1名減となるとされている。

もとより、一票の較差を是正することは重要な課題である。しかしながら、地方創生の重要性が高まっているにもかかわらず、地方の実情を知る国会議員の比率が低くなり地方の意見が国政に届きにくくなれば、過疎化、少子高齢化や人口減少といった課題の解決は遠のき、今後の我が国の行く末に大きな影響を与えることとなる。

したがって、国政選挙においては、単純に人口に比例した定数配分とするのではなく、地方の意見が十分に反映されるものとなるよう、制度を構築しなければならない。

よって、国会および政府におかれては、衆議院小選挙区選出議員の選挙区改定に向けた現在の検討を見直し、改めて地方の意見を広く聞きながら十分に議論を重ね、抜本的な選挙制度の改革を行うよう強く求める。

以上の内容を可決し、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣 あてに提出しました。